



佐賀県公報

平成19年
6月1日
(金曜日)
第 12911号

○告示

●佐賀県告示第二百九十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の届出があつた。

平成十九年六月一日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	辞退年月日
しばやま整形外科	鳥栖市京町七一八番地一	平成一九・三・三一
やまさき眼科	鳥栖市宿町九八五番地	平成一九・二・二八
たけお歯科	武雄市武雄町大字昭和二九〇番地	平成一九・一・三一
医療法人芳山堂薬師寺医院	鹿島市浜町平松一二八〇番地一	平成一九・二・二八

●佐賀県告示第三百号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、指定医療機関として次のものを指定した。

平成十九年六月一日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	指定年月日
やまさき眼科	鳥栖市宿町九八五番地	平成一九・三・一
はる町薬局	鳥栖市原町字笠尾一〇六九番四	"
すむのさと高尾病院	鳥栖市高田町二一〇番一號	平成一九・三・五
しろくま薬局	唐津市二夕子四七五一番三	平成一九・三・一
たけお歯科	武雄市武雄町大字昭和二九〇番五号	平成一九・三・一
松永メンタルクリニック	武雄市武雄町大字昭和二九〇番五号	平成一九・三・一
医療法人芳山堂薬師寺医院	鹿島市浜町平松一二八〇番地一	平成一九・三・一

●佐賀県告示第三百一号

佐賀県高齢者円滑入居賃貸住宅登録事務規程（平成十四年佐賀県告示第百五十二号）の一部を次のように改正する。

平成十九年六月一日

佐賀県知事 古川康

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第1号

[収入証紙貼付欄]

高齢者円滑入居賃貸住宅登録申請書

年　月　日

佐賀県知事様

申請者

印

高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条の規定に基づき、高齢者円滑入居賃貸住宅の登録を申請します。

申請人	賃貸人の氏名又は名称		
	賃貸人の住所		

連絡先	賃貸人の連絡先又は建物（建物の一部を含む。）の貸借の代理若しくは媒介を依頼する場合における当該代理若しくは媒介を行う者の氏名若しくは名称、住所及び連絡先	氏名（名称）	
		住 所	
		連絡先	

賃貸住宅について	賃貸住宅の位置 高齢者円滑入居賃貸住宅部分：全住戸・一部				
	構	造	造		
	階	数	階建		
	建 設 年 月	(西暦)	年	月	

賃貸住宅の概要	項目	(A) 高齢者専用賃貸住宅		(B) 高齢者専用賃貸住宅以外の高齢者円滑入居賃貸住宅		(A)+(B) 高齢者円滑入居賃貸住宅 ※(A)と(B)が両方ある場合のみ記入
		戸	m ²	戸	m ²	
賃貸住宅の戸数						
賃貸住宅の規模						
賃貸住宅の家賃及び共益費の概算額						
高齢者専用賃貸住宅の敷金、その他入居の際に受領する費用（前払い家賃を除く。）の概算額	敷金（家賃滞納等を除き、原則返還されるもの）	円～	円			
	敷金以外のその他一時金（一定の期間で償却されるものを含め、原則返還されないもの）	名称				
		円～	円			

		前払家賃の概算額	円～円		
		前払家賃に対する保全措置の有無	有 無		
		賃貸住宅の空室の有無	有 無	有 無	有 無
		入居開始時期 (賃貸住宅の用に供する前の賃貸住宅の場合のみ記入)	年 月 日	年 月 日	年 月 日
各個別の住戸に関する設備	台 所	<input type="checkbox"/> 全戸 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> なし			
	水 洗 便 所	<input type="checkbox"/> 全戸 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> なし			
	収 納 設 備	<input type="checkbox"/> 全戸 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> なし			
	洗 面 設 備	<input type="checkbox"/> 全戸 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> なし			
	浴 室	<input type="checkbox"/> 全戸 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> なし			
賃貸住宅の構造又は設備 <u>バリアフリーに関する構造又は設備</u> (当てはまるものにチェック)	段差のない床	<input type="checkbox"/> 全戸 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 全戸 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 全戸 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> なし	
	便所、浴室及び階段の手すり	<input type="checkbox"/> 全戸 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 全戸 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 全戸 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> なし	
	介助用の車いすで移動できる幅の廊下及び居室の出入口	<input type="checkbox"/> 全戸 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 全戸 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 全戸 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> なし	
	介助を考慮した広さの便所で腰掛便座が設けられたもの	<input type="checkbox"/> 全戸 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 全戸 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 全戸 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> なし	
	介助を考慮した広さの浴室	<input type="checkbox"/> 全戸 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 全戸 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 全戸 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> なし	
	エレベーター	<input type="checkbox"/> 全戸 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 全戸 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 全戸 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> なし	
	非常通報装置	<input type="checkbox"/> 全戸 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 全戸 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 全戸 <input type="checkbox"/> 一部 <input type="checkbox"/> なし	
共用部分に関する共同利用施設	居 間	有 無			
	食 堂	有 無			
	台 所	有 無			
	収 納 設 備	有 無			
	浴 室	有 無			
法第30条第1項の認定(高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定)の有無	有 一部 無	有 一部 無	有 一部 無		
法第56条の認可(終身建物賃貸借に係る事業認可)の有無	有 一部 無	有 一部 無	有 一部 無		

介護その他日常生活 上の世話の提供の有無 ※賃貸借契約とは別 契約となり、必ず提 供を受けなければな らないものではあり ません。	食事の提供	有 無	
	入浴、排せつ又は 食事の介護	有 無	
	洗濯、掃除等の家事	有 無	
	緊急時対応等 安否確認	有 無	
	健康管理	有 無	
	その他の	()	
	特定施設入居者生活介護の指定	有 無	

○法第7条各号に掲げる者に該当しない旨

私は、法第7条各号に掲げる者には該当しません。

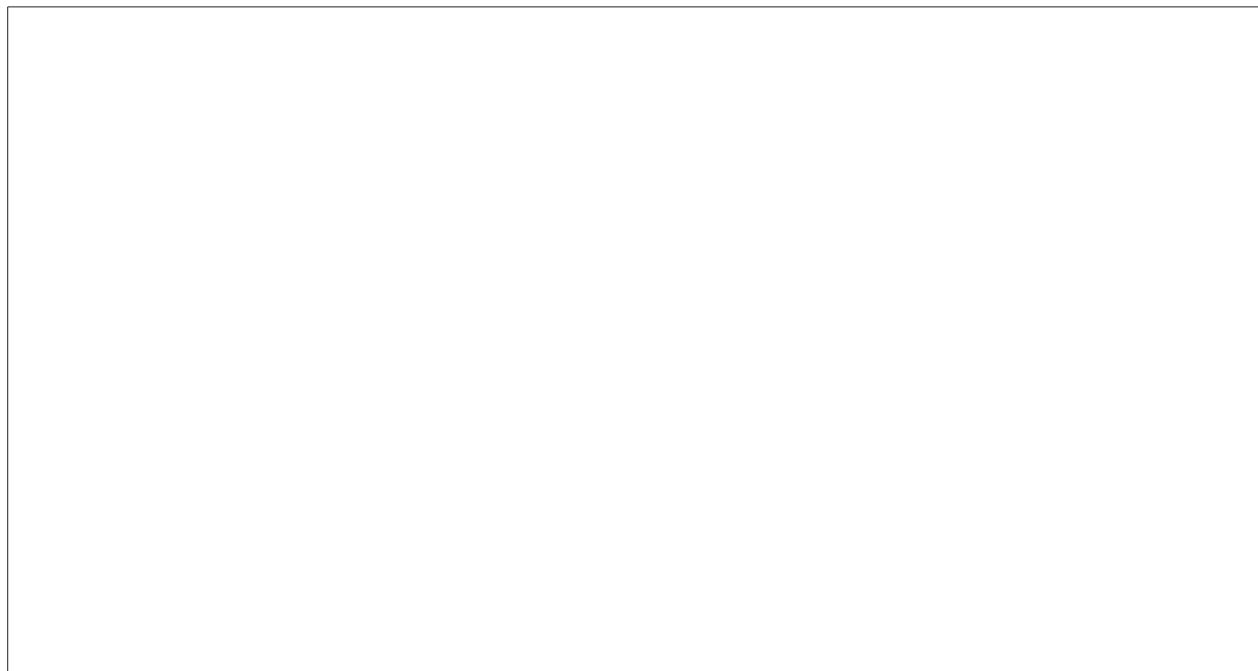
※登録年月日	年 月 日	※登録番号
--------	-------	-------

参考情報	住宅情報	名称	
		主な交通手段	
		最寄りの公益施設の状況 (所要時間等)	
	連絡先情報	FAX番号	
		ホームページアドレス	
		連絡先メールアドレス	

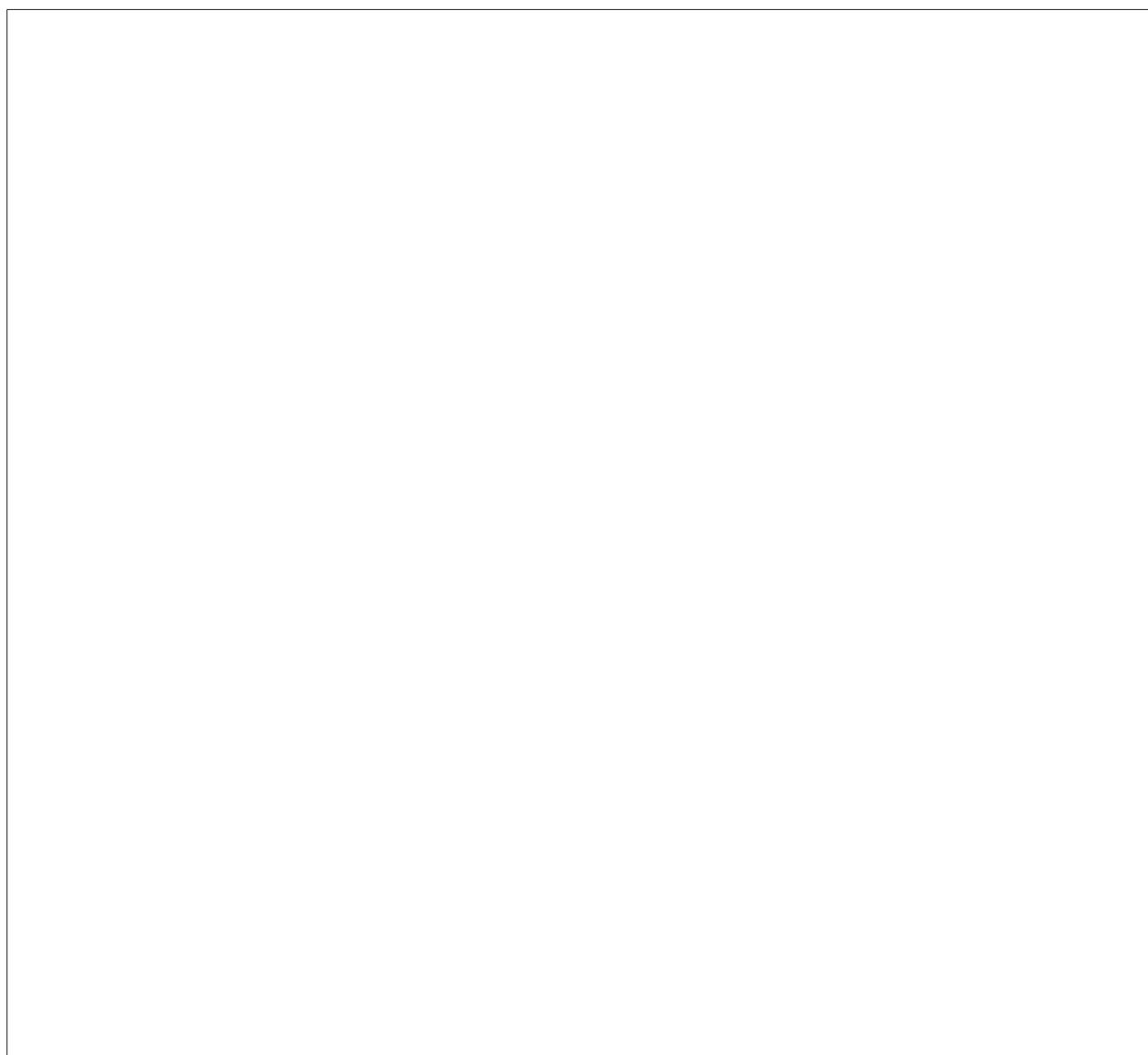
注 ※印は記入しないでください。

賃貸住宅の位置図

賃貸住宅の配置図



賃貸住宅の間取り図



様式第2号

高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿

登録年月日		登録番号	
更新年月日			

賃貸人の氏名又は名称	
賃貸人の住所	

賃貸人の連絡先又は建物（建物の一部を含む。）の賃貸の代理若しくは媒介を依頼する場合における当該代理若しくは媒介を行う者の氏名若しくは名称、住所及び連絡先	氏名（名称）	
	住所	
	連絡先	

賃貸住宅の位置	全住戸・一部		
構造		階数	
建設年月			

賃貸住宅の概要	項目	高齢者専用賃貸住宅	左記以外の高齢者円滑入居賃貸住宅
	賃貸住宅の戸数	戸	戸
賃貸住宅の規模		m ²	m ²
賃貸住宅の家賃及び共益費の概算額		円	円
高齢者専用賃貸住宅の敷金、その他入居の際に受領する費用（前払家賃を除く。）の概算額	敷金 その他の一時金	円 円	
前払家賃の概算額		円	
前払家賃に対する保全措置の有無			
賃貸住宅の空室の有無			
入居開始時期		年　月　日	年　月　日
賃貸住宅の構造・設備	バリアフリーに関する構造又は設備		
	段差のない床		
	便所、浴室及び階段の手すり		
	介助用の車椅子で移動できる幅の廊下及び居室の出入口		
	介助を考慮した広さの便所で腰掛け便座が設けられたもの		
	介助を考慮した広さの浴室		
	エレベーター		

	非常通報装置		
高齢者専用賃貸住宅	各個別の住戸に関する設備		
	台 所		
	水洗便所		
	収納設備		
	洗面設備		
	浴 室		
	共同部分に関する共同利用施設		
	居 間		
	食 堂		
	台 所		
収納設備			
浴 室			
介護その他日常生活上の世話の提供の有無			
食事の提供			
入浴・排せつ又は食事の介護			
洗濯・掃除等の家事			
緊急時対応等安否確認			
健康管理			
その 他			
特定施設入居者生活介護の指定			
高齢者向け優良賃貸住宅の供給計画の認定			
終身建物賃貸借に係る事業の認可			

参考情報	住宅情報	名称	
		主な交通手段	
		最寄りの公益施設の状況 (所要時間等)	
	連絡先情報	F A X番号	
		ホームページアドレス	
		連絡先メールアドレス	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

●佐賀県告示第三百二号

次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十九年六月一日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

伊万里市大川町東田代字十夜川内一のイ・一のロ・三の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 解除の理由

ダム用地とするため

二 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

伊万里市大川町東田代字高見一六〇・一七一の一・一七二・一七五の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一七一の二

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 解除の理由

ダム用地とするため

三 (一) 解除予定に係る保安林の所在場所

伊万里市大川町東田代字高見一六〇（次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●佐賀県告示第三百三号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二、第三項の規定により、平成十九年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成十九年六月一日

佐賀県知事 古川 康

区域の名所	同上に含まれる森林	皆伐面積限度 (ヘクタール)
筑後川	鳥栖市、神埼市、神埼郡及び三養基郡の一円	三一六 二七
川上川	佐賀市及び小城市（小城町及び三日月町に限る。）の一円	五四四 一三
佐賀北部	唐津市及び東松浦郡の一円	四〇七 三九
六角川	多久市、武雄市、小城市（牛津町に限る。）及び杵島郡の一円	二七七 九九
有田川	伊万里市及び西松浦郡の一円	二六七 七七
佐賀南部	鹿島市、嬉野市及び藤津郡の一円	三五八 三四

●佐賀県告示第三百四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年六月一日から平成十九年六月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月一日

佐賀県知事 古川 康

収支等命令者
佐賀県健康福祉本部薬務課長 古川 博輝

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 間	変更前 後の別	幅 メートル	員 メートル	延 長 メートル
県道 諸富西島線	神埼市千代田町迎島字七本松一 六一四番一地先から 神埼市千代田町迎島字迎一本松 一〇〇番二地先まで	後	六一・八 一〇・〇	六一～八 一・八三〇・九	
	神埼市千代田町迎島字七本松一 六一四番一地先から 神埼市千代田町迎島字迎一本松 一〇〇番二地先まで	前	六一・八 一一・五	一・八四〇・一一	

◎佐賀県告示第三四五号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、次の
じおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年六月一日から平成十九年六月二十一日
まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所におこして一般の縦覧に供する。

平成十九年六月一日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 諸富西島線	神埼市千代田町迎島字六本松二三九七番地先から 神埼市千代田町迎島字迎一本松八一二番五地先まで	平成一九・六・一

○ 公 告

次のとおり随意契約の相手方等について公告します。

平成19年6月1日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松浦土地
改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

平成19年6月1日

佐賀県知事 古川 康

役職名	氏 名	住 所	就退任年月日
監事	田代 茂則	伊万里市松浦町桃川5712番地	平成19年3月31日退任
"	久保田 隼	" " 山形4741番地	"
"	田代 茂則	" " 桃川5712番地	平成19年4月1日就任
"	久保田 隼	" " 山形4741番地	"

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、諸富土地
改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

平成19年6月1日

○ 出 証

佐賀県知事 古川 康

第12911号

役職名	氏名	住所	就任年月日
理 事	園田 韶	佐賀市諸富町大字山領1020番地1	平成19年4月1日就任

次のとおり落札業者等について公告します。

平成19年6月1日

收支等命令者

佐賀県経営支援本部総務法制課長 稲富初夫

1 委託事業名

佐賀県庁本館等清掃業務委託

2 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

3 入札公告を行った日

平成19年2月14日

4 落札を決定した日

平成19年3月26日

5 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 株式会社昭和メンテナンス 代表取締役 小部 功
(2) 住所 佐賀市高木瀬町大字長瀬307番地4

6 落札金額

56,070,000円（地方税及び地方消費税を含む。）

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 佐賀県経営支援本部総務法制課舎管理担当

頁	箇所	記	正
4	上段左から一四行 四及び二二二行目	甲建江	甲建江建
5	上段右から六行目	第八十九号	第一百八十九号

平成十九年三月三十一日付け佐賀県公報号外第十一号中記正

頁	箇所	記	正
8	下段右から六行目	第八十九号	第一百八十九号
1	上段右から八行目	職種を公使	職權を行使

平成十九年五月十八日付け佐賀県公報号外中記正

申購
込先
料
一か年三一、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年六月一日
発行者
佐賀県知事
古川康行

印刷定日
毎週月曜日
株古川総合印刷

4	頁 上段右から六行目 箇所
平成一九・ .	誤
平成一九・五・二一	正